

平成27年度 第1回庁議要旨

日時：平成27年4月6日（月）

午前9時～

会場：庁議室

[審議事項]

1 石巻市災害復興住宅供給計画の改定について（復興事業部）

平成25年度から実施している「石巻市防災集団移転団地・復興公営住宅事前登録」の結果、当初計画戸数4,000戸を上回る約4,700世帯の希望があったことを踏まえ、供給計画を改定するもの。

(1) 主な内容

ア 年度別個別計画数（累計）の改定

	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
変更前	149戸	1,500戸	3,200戸	4,000戸	
変更後	149戸	1,000戸	2,600戸	3,800戸	4,500戸

イ 整備計画戸数4,500戸について、地区別計画を改定するもの

【市街地】

	蛇田	釜大街道	中心	門脇	湊	渡波	河南河北	合計
変更前	1,000戸	500戸	610戸	150戸	450戸	490戸	50戸	3,250戸
変更後	1,180戸	760戸	650戸	150戸	430戸	580戸	100戸	3,850戸
増減	180戸	260戸	40戸	—	△20戸	90戸	50戸	600戸

【半島沿岸】

	市半島	河北	北上	雄勝	牡鹿	合計
変更前	60戸	270戸	80戸	130戸	210戸	750戸
変更後	50戸	250戸	70戸	100戸	180戸	650戸
増減	△10戸	△20戸	△10戸	△30戸	△30戸	△100戸

ウ 型別標準規模について、事前登録における世帯人数を反映させ、1DK、2DK及び3DKを追加するもの。

		1～2人世帯	2～3人	4人以上
変更前	型別	1LDK	2LDK	3LDK/4LDK
	規模	約45～55㎡	約56～65㎡	約66～80㎡
変更後	型別	1DK/1LDK/2DK	2LDK/3DK	変更なし
	規模	約40～55㎡	変更なし	変更なし

エ 型別供給割合について、事前登録における世帯人数を反映させ、改定するもの。

		1～2人世帯	2～3人	4人以上
変更前	型別	1LDK	2LDK	3LDK/4LDK
	供給割合	35%	50%	15%
変更後	型別	1DK/1LDK/2DK	2LDK/3DK	3LDK/4LDK
	供給割合	40%	43%	17%

オ 整備個数割合の目安について、効果的な整備手法の再検討を行うため削除するもの。

(2) 今後の予定

平成27年度から平成29年度において、本計画に基づき実施。

[報告事項]

1 パブリック・コメント手続に関する指針の一部改正について（総務部）

行政手続法の一部を改正する法律が平成18年4月1日に施行され、命令等を定めようとする場合にパブリック・コメントが義務化された。地方公共団体の機関は、地方分権の観点から当該規定は適用除外となっているが、同法の趣旨にのっとり必要な措置を講ずることが求められていることから、当該事項についてパブリック・コメントの対象として、行政運営のさらなる公正の確保と透明性の向上を図るもの。

(1) 主な内容

パブリック・コメント手続の対象に「広く市民等に義務を課し、又は権利を制限する条例等（地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）の制定又は改廃」を加える。

改 正	現 行
<p>第3 (略)</p> <p>1 実施機関は、次に掲げるものについて、パブリック・コメント手続を実施するものとする。</p> <p>(1) <u>各施策の基本的な計画等の策定及び重要な変更等</u></p> <p>(2) <u>広く市民等に義務を課し、又は権利を制限する条例等（地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）の制定又は改廃</u></p> <p>2・3 (略)</p> <p>第9 この指針は、平成27年4月1日から施行する。</p>	<p>第3 (略)</p> <p>1 実施機関は、<u>各施策の基本的な計画等の策定、重要な変更等を行う場合において、パブリック・コメント手続を実施するものとする。</u></p> <p>2・3 (略)</p> <p>第9 この指針は、平成25年8月1日から施行する。</p>

(2) 施行年月日 平成27年4月1日

2 石巻コミュニティ放送株式会社との「災害時における災害情報等の放送に関する協定」等の締結について（総務部）

平成20年2月19日に本市と石巻コミュニティ放送株式会社（以下「ラジオ石巻」）において「災害時における災害情報等の放送に関する協定」を締結していたが、今般、本市で整備したFM中継局が完成し運用開始したことにより、本協定を全面改定するとともに、Jアラート等の緊急放送をFM石巻により強制割込みするに当たり、新たに「全国瞬時警報システムにより配信される緊急情報の放送に関する協定」を締結したもの。

(1) 主な内容

ア 災害時における災害情報等の放送に関する協定を改定する協定

(ア) 趣旨

地震、津波等の災害が発生した場合等において、コミュニティFM放送局での災害情報等の放送を実施することについて、必要な事項を定めるもの。

(イ) 放送の内容

・気象庁で発表する気象に関する情報の中の気象等に関する特別警報及び津波、火

山、地震等に関する特別警報のうち、市民に注意を喚起する必要があると認められた情報

- ・避難勧告、避難命令等に関する情報
- ・その他、市が市民の安心と安全の確保のために必要と認める事項

イ 全国瞬時警報システムにより配信される緊急情報の放送に関する協定

(ア) 趣旨

Jアラートにより受信した緊急情報を、ラジオ石巻が運営するFM石巻において放送することについて必要な事項を定めるもの。

(イ) 緊急情報の放送

Jアラートを受信したときは、CFM緊急割込装置を起動させ、強制的に割り込み、直接、緊急情報を放送するもの。

ウ 機器等の維持経費

(ア) 市がラジオ石巻の施設に設置した機器を使用又は運用をすることにより発生する光熱費については、ラジオ石巻が負担するもの。

(イ) 機器を使用又は運用するための専用通信回線網の使用料等の負担は二分の一にした金額をそれぞれが負担するもの。

(ウ) 市が設置した機器について、ラジオ石巻が使用または運用するための使用料又は賃借料は課さないもの。

(2) 協定締結日

平成27年3月27日協定書締結し運用開始中

3 地域生活支援事業に係る各障害福祉サービスの有効期間の見直しについて（福祉部）

障害者に対するサービスについては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）に基づき、法定の障害福祉サービスである自立支援給付及び市町村が実施する地域生活支援事業で構成されている。

地域生活支援事業については、本市においては支給決定の有効期間を支給決定の日から同日以後最初に到達する6月30日までとしているため、毎年6月に一斉更新している状況にあり、障害者総合支援法に基づく法定の障害福祉サービスについては、原則としてサービス利用者の誕生日の属する月の前月末日を有効期間の終期としていることから、障害者の更新申請手続きの負担軽減を図るため、地域生活支援事業についても同様の有効期間設定とするもの。

(1) 主な内容

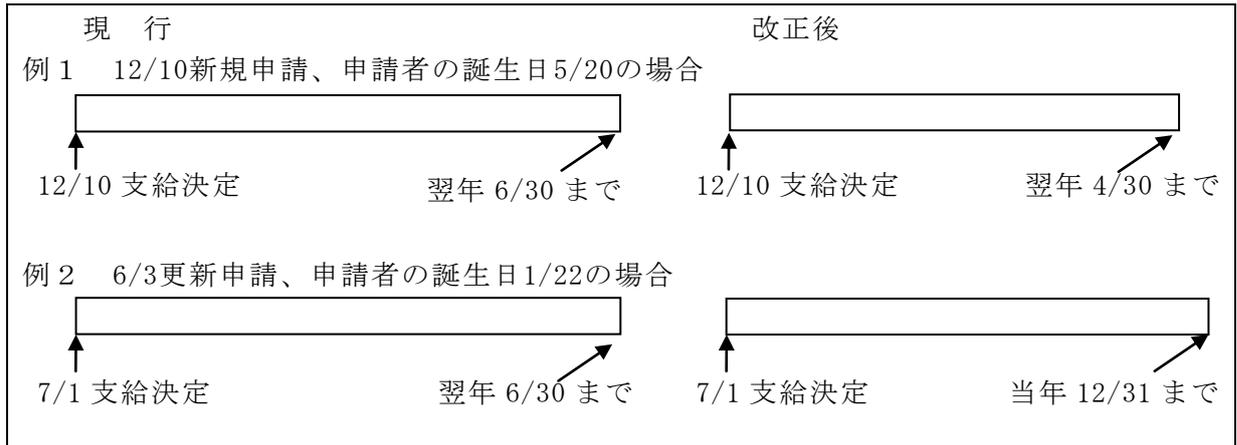
ア 本市が実施する以下の地域生活支援事業の要綱についての一部改正

- (ア) 石巻市重度障害者等訪問入浴サービス事業実施要綱
- (イ) 石巻市障害者日中一時支援事業実施要綱
- (ウ) 石巻市障害者地域活動支援センター事業実施要綱
- (エ) 石巻市障害者移動支援事業実施要綱

イ 改正内容

支給決定の有効期間について、支給決定の日から当該日が属する月の末日までの期間と当該月の翌月の初日から起算して1年間を合算して得た期間の範囲内において月を単位として定めるものとする。ただし、利用決定の日が月の初日である場合は、1年間の

範囲内において月を単位として定めるものとする。



(2) 施行年月日 平成27年4月1日

[その他]

1 石巻専修大学人間学部開講科目「地域政策論」への講師派遣について（総務部）

石巻専修大学人間学部開講科目「地域政策論」への講師派遣について総務部長より報告があった。

以上